

様式第1号（第1面）

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年月日	年 月 日
許可有効期間更新	

※印欄には記載しない

労働者派遣事業 ~~許 可~~ 許可有効期間更新 申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人の場合は
法人の名称及び代表者の氏名を記載

申請者

「許可」に係る部分を抹消

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

~~第5条第1項
第10条第2項~~

の規定により、下記のとおり

~~許 可~~
許可有効期間更新 を申請します。

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（第3号を除く。個人にあっては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

(ふりがな)				
1 氏名又は名称	法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載			
2 住 所	〒 () () -			
3 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	参考資料参照	4 全労働者数
				申請月の前月末日に雇用していた全労働者数を記載
5 産業分類（細分類）	名称	日本標準産業分類の細分類で記載	分類番号	4桁の細分類番号を記載
6 役員の名、役名及び住所（法人の場合）				
(ふりがな)	役 名	住 所		
氏 名				
代 表 者				
		更新の場合は、「役員の名、役員及び住所」欄は記載不要		

収入印紙
(消印しては
ならない。)

収入印紙は添付せずにご持参ください。
[5万5千円 × 派遣事業所数]

7 労働者派遣事業を行う事業所に関する事項

① 事業所の名称 (ふりがな)		② 事業所の所在地 〒() ビル名・階数まで記載 () -		
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 製造派遣の具体的な実施予定がある場合は有に○ 無		
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等				
(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏名				
		住民票に表記されている通りに住所を記載 住民票の住所と実際の居所が異なる場合は、居所を()書きとし、居所証明書等を添付		
		製造業務専門派遣元責任者の場合は○を記載		
		キャリアコンサルティングの相談窓口担当者の場合は○を記載		
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名 (④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		
キャリアコンサルティング担当者に派遣元責任者以外の者を選任する場合は記載(担当者全員の記載が必要)		職務代行者の選任は必須		
⑧ 事業所枝番号 (更新の申請時のみ記載)		※		

① 事業所の名称 (ふりがな)		② 事業所の所在地 〒() () -		
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無		
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等				
(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏名				
		同時に複数の事業所について申請を行う場合に記載 同時に3事業所以上について申請を行う場合は、この様式(第2面)を追加する。		
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名 (④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考
(ふりがな)	職名	(ふりがな)	職名	
氏名		氏名		
⑧ 事業所枝番号 (更新の申請時のみ記載)		※		

8 許可年月日	新規許可の日付を記載	年 月 日	9 許可番号	派△△-○○○○○
10 事業開始予定年月日	記載しない	年 月 日		
11 その他	実態上の本店(主たる事務所)と登記簿上の本店所在地が異なる場合、実態上の本店所在地を記載 申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載			

参考資料

3大企業、中小企業の別

※中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人